

九州大学大学院法務学府実務法学専攻

目 次

I	認証評価結果	2-(9)-3
II	章ごとの評価	2-(9)-4
	第 1 章 教育目的	2-(9)-4
	第 2 章 教育内容	2-(9)-6
	第 3 章 教育方法	2-(9)-9
	第 4 章 成績評価及び修了認定	2-(9)-11
	第 5 章 教育内容等の改善措置	2-(9)-15
	第 6 章 入学者選抜等	2-(9)-16
	第 7 章 学生の支援体制	2-(9)-18
	第 8 章 教員組織	2-(9)-20
	第 9 章 管理運営等	2-(9)-23
	第 10 章 施設、設備及び図書館等	2-(9)-25
<参 考>		2-(9)-27
i	現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）	2-(9)-29
ii	目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）	2-(9)-30
iii	自己評価書等	2-(9)-31

I 認証評価結果

九州大学大学院法務学府実務法学専攻は、大学評価・学位授与機構が定める法科大学院評価基準に適合している。

当該法科大学院の主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 法律実務基礎科目において、公法系の諸問題を含む訴訟実務に関する授業科目「公法訴訟実務」が開設されている。
- 自習室については、学生総数と同数の自習机が整備され、十分なスペースが確保されている。
- 自習机からパソコンを使用して大学全体の蔵書を検索することが可能であるほか、自習室と法科大学院図書室が同じ建物内にあること及び文系合同図書室が近接しているなど、自習室と法科大学院図書室及び文系合同図書室との有機的連携が確保されている。

II 章ごとの評価

第1章 教育目的

1 評価

第1章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

1-1-1 各法科大学院においては、その創意をもって、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育が体系的に実施され、その上で厳格な成績評価及び修了認定が行われていること。

本法科大学院においては、法曹としての実務に必要な学識を修得させるものとして法律基本科目、法律実務の基礎的素養を涵養するものとして法律実務基礎科目、基礎法学に関する分野又は法学に関連する分野のものとして基礎法学・隣接科目及び応用的先端的な法領域に関するもの、その他の実定法に関する多様な分野のものとして展開・先端科目が配置されるとともに、少人数による双方向的又は多方向的で密度の高い授業を行うものとされ、理論的かつ実践的な教育が体系的に実施されている。

成績評価は、成績評価基準の設定と学生への周知、採点基準の設定、成績分布の公表、進級制の採用などの設計のもと厳格に行われ、修了認定も、厳格な成績評価の蓄積を通して行われている。

1-1-2 各法科大学院の教育の理念、目的が明確に示されており、その内容が基準1-1-1に適合していること。各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った教育が実施され、成果を上げていること。

本法科大学院の教育理念・目的は、「人間に対する温かい眼差しを持ちつつ、いかなる場面でも、人や社会の要請に応えることができる自律した総合的判断を行うことができる能力を身につけた法律実務家（弁護士、検察官、裁判官）を養成すること」として明確に示されている。また、養成する法曹像は、「①21世紀の高度化・複雑化・グローバル化した世界で活躍し、また日本社会の法化に寄与しうること、②市井の人々に対し、温かい人間性に根ざした活動を行うこと、すなわち司法官の視点だけでなく当事者等の視点に立った複眼的な法的思考力を有し、さらに裁判所の内外で『社会生活上の医師』として、かけがえのない人生を生きる人々のために働き活躍することができること、③いかなる場面での要請にも応え自律した総合的判断を行うことができる法律実務家の養成」として明確に示され、その内容は法曹養成のための中核的機関としての法科大学院にふさわしいものになっている。

本法科大学院においては、養成しようとする法曹像に適った教育を実施するため、基礎科目、応用科目、総合演習の3段階モデルの導入、少人数教育の実施、双方向的又は多方向的授業の実施、履修モデルの提示などが行われている。

以上の内容を総合し、「第1章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

特になし。

3 第1章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第2章 教育内容

1 評価

第2章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

2-1-1 教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

本法科大学院は、司法試験及び司法修習と有機的に連携された「プロセス」としての法曹養成のための中核的位置を占めるものであり、その教育課程は、学部での法学教育との関係を明確にした上で、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう編成されている。すなわち、教育理念・目的を効果的に実現するために、法律基本科目においては1年次に基礎科目、2年次に応用科目、3年次に総合演習科目を配置し、法律実務基礎科目においては理論と実務の架橋を強く意識した教育を行うものとされ、基礎法学・隣接科目においては広い視点に立った総合的判断を行うことのできる法曹を養成するための授業科目が配置され、展開・先端科目においては応用的先端的な法領域についての授業科目と実務との融合をも図る授業科目を配置するなど、法曹としての実務に必要な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう編成されている。

2-1-2 次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

(1) 法律基本科目

(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

(3) 基礎法学・隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4) 展開・先端科目

(応用的先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

本法科大学院の教育課程においては、(1) 法律基本科目、(2) 法律実務基礎科目、(3) 基礎法学・隣接科目、(4) 展開・先端科目の教育内容に係る授業科目がそれぞれ開設されている。

(1) 法律基本科目としては、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法の実務に係る授業科目が開設されており、将来の法曹としての実務に共通して必要とされる基本的な教育内容となっている。

(2) 法律実務基礎科目としては、法曹倫理、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎、法情報調査、法文書作成、模擬裁判、ローヤリング、クリニック及びエクスターンシップに係る授業科目が開設されているほか、公法系の諸問題を含む訴訟実務に関する授業科目が開設されており、実務の経験を有する教員が関与するなど、法律基本科目等との連携のもとに、法律実務に携わることへの導入を行うにふさわしい

教育内容となっている。

(3) 基礎法学・隣接科目としては、授業科目「現代法哲学」、「歴史と法Ⅰ」、「歴史と法Ⅱ」、「法と政治」、「法と経済学」等が開設されており、社会に生起する様々な問題に関心をもたせ、人間や社会の在り方に関する思索を深めることによって、法に対する理解の視野を広げることにより寄与する専門的な教育内容となっている。

(4) 展開・先端科目としては、具体的教育内容が法律基本科目の教育内容と部分的に重複している授業科目があるものの、①地域法曹、②公益擁護法曹、③国際ビジネス法曹という3つの履修モデルをもとに、①地域法曹との関連では授業科目「税財政と法」、「少子高齢化社会と法」、「消費者法Ⅰ」、「消費者法Ⅱ」等、②公益擁護法曹との関連では授業科目「ジェンダーと法」、「刑事処遇論」、「外国人の人権と法」、「精神医療と法」等、③国際ビジネス法曹との関連では授業科目「国際関係と法(公法)」、「国際関係と法(私法)」、「経済法」、「知的財産と法」等がそれぞれ開設されており、社会の多様な新しい法的ニーズに応え、応用的先端的な法領域について基礎的な理解を得させるために、幅広くかつ高度の専門的教育を行うことによって、実務との融合をも図る教育内容となっている。

2-1-3 基準2-1-2の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が同基準各号のいずれかに過度に偏ることがないように配慮されていること。また、法科大学院の目的に照らして、必修科目、選択必修科目、選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

本法科大学院においては、教育上の目的に応じた授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が一部の科目に偏ることがないように、必修科目、選択必修科目及び選択科目の分類が行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって配当されている。

法律基本科目については、必修科目及び選択科目からなり、その必修総単位数は、公法系科目14単位、民事系科目30単位、刑事系科目14単位の合計58単位である。

法律実務基礎科目については、法曹としての責任感や倫理観を涵養するための教育内容として、独立した授業科目「法曹倫理」(2単位)が必修科目として開設され、また、他の授業科目の授業においてもこのことに留意した教育が行われている。要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎として、授業科目「民事裁判実務」(2単位)が必修科目及び授業科目「要件事実論」(2単位)が選択科目として開設され、事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎として、授業科目「刑事訴訟実務」及び「刑事弁護論」(各2単位)が必修科目として開設されている。法情報調査は、授業科目「法情報論」が必修科目として開設され、法文書作成は、授業科目「リーガル・ライティング」が必修科目として開設されている。また、模擬裁判は、授業科目「模擬裁判」が開設され、ローヤリングは、授業科目「ロイヤリング・法交渉」が開設され、クリニックは、授業科目「リーガル・クリニックⅠ」及び「リーガル・クリニックⅡ」が開設され、エクスターンシップは、授業科目「エクスターンシップⅠ」及び「エクスターンシップⅡ」が開設されている。さらに、公法系の諸問題を含む訴訟実務に関する授業科目として、授業科目「公法訴訟実務」が開設されている。

基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うに足る数の授業科目が開設され、そのうち6単位が選択必修とされている。

展開・先端科目については、養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設され、そのうち12単位が選択必修とされている。

2-1-4 各授業科目における、授業時間等の設定が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切であること。

本法科大学院の各授業科目における、授業時間等の設定は、単位数との関係において、大学設置基準第21条（単位）、第22条（1年間の授業期間）及び第23条（各授業科目の授業期間）の規定に適合している。

以上の内容を総合し、「第2章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

【優れた点】

- 法律実務基礎科目において、公法系の諸問題を含む訴訟実務に関する授業科目「公法訴訟実務」が開設されている。

【改善を要する点】

- 展開・先端科目に配置されている授業科目「民事救済法演習」について、教育内容が法律基本科目の内容と部分的に重複しているため、展開・先端科目として開設されていることが一層明らかになるよう教育内容の改善を図る必要がある。

3 第2章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第3章 教育方法

1 評価

第3章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

3-1-1 法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

本法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、この観点に適合する規模に維持されている。

なお、他専攻等の学生又は科目等履修生による本法科大学院の授業科目の履修は、授業科目の性質等に照らして適切な場合に限られている。

3-1-2 法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

本法科大学院においては、法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人が標準とされている。

3-2-1 法科大学院における授業は、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

本法科大学院における授業は、専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、ふさわしい教材、具体的な事案、事件・記録を使用し、少人数による双方向的又は多方向的な討論を行うなど、授業科目の性質に応じた授業方法がとられている。

授業については、法律基本科目における1年次配当の授業科目において、講義方式を中心としつつ質疑を併用した双方向的又は多方向的な授業が実施され、2年次以降配当の授業科目において、判例や事例問題を題材に議論を行うなど、双方向的又は多方向的な討論を行う授業が実施されている。また、法律基本科目以外の授業においても、密度の高い教育が行われている。

法律実務基礎科目の授業科目「リーガル・クリニックⅠ」、「リーガル・クリニックⅡ」、「エクスターンシップⅠ」、「エクスターンシップⅡ」においては、参加学生による関連法令の遵守の確保のほか、守秘義務等に関する指導監督が行われている。さらに、授業科目「エクスターンシップⅠ」、「エクスターンシップⅡ」においては、本法科大学院の教員が研修先の実務指導者との間の連絡を踏まえて研修学生を指導監督し、かつ、単位認定等の成績評価に責任をもつ体制がとられており、単位認定を受ける学生は、研修先

から報酬を受け取っていない。

また、1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法がシラバスに記載されており、あらかじめ学生に周知されている。

授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置として、予習・復習の指示、オフィスアワーの設定、休祝日関係なく24時間利用できる自習室の整備などが講じられている。

集中講義については、その授業の履修に際して授業時間外の事前事後の学習に必要な時間が確保されるよう配慮されている。

3-3-1 法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。

在学の最終年次においては、44単位が上限とされていること。

本法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、授業時間外の事前事後の学習時間を十分に確保できるよう、1年次及び2年次においては36単位が上限とされている。在学の最終年次においては、それまでの履修実績や選択科目の履修可能性の拡大等を考慮し、40単位が上限とされている。

以上の内容を総合し、「第3章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

特になし。

3 第3章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第4章 成績評価及び修了認定

1 評価

第4章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

4-1-1 学修の成果に係る評価（以下、「成績評価」という。）が、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

本法科大学院においては、成績評価について、成績評価の基準の設定及び学生への周知、成績評価基準にしたがった成績評価を確保するための措置、成績評価の結果の学生への告知、期末試験の実施における適切な配慮などがなされ、おおむね学生の能力及び資質を反映し得る客観的かつ厳正なものとして行われている。

成績評価の基準については、授業科目「法曹倫理」、「模擬裁判」、「リーガル・クリニックⅠ」、「リーガル・クリニックⅡ」、「エクスターンシップⅠ」及び「エクスターンシップⅡ」を除き、5段階評価とされ、成績のランク分け及び各ランクの分布の在り方に関する方針が設定され、これらは学生便覧に記載され、学生に周知されている。また、成績評価における考慮要素については、一部の授業科目において平常点が一律満点に近いものがあるものの、試験、レポート、授業における発言等としており、これらはシラバスに記載され、学生に周知されている。

当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われることを確保するための措置として、成績評価について説明を希望する学生に対する不服申立制度としての「評価質問書」制度の整備、採点時における受験者の匿名性の確保、教員間での成績分布データの共有などがとられている。

成績評価の結果については、成績分布データ、評価の基準などの必要な関連情報とともに学生に告知されている。

期末試験が実施される際には、当該試験に係る再試験については最終年次に配当される必修科目についてのみ認められ、厳正な成績評価が行われ、追試験については、一定の要件に該当する学生にのみ実施され、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう配慮されている。

4-1-2 学生が在籍する法科大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該法科大学院における単位を認定する場合には、当該法科大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ、厳正で客観的な成績評価が確保されていること。

本法科大学院においては、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位、及び入学前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）をもとに、本法科大学院における単位として認定することが可能とされている。この場合においては、既修得単位の認定申請に基づき、教務担当教員の調査を経て、教授会において単位を認定することとされて

おり、九州・沖縄4法科大学院連携協定及び福岡県内4法科大学院連携協定に係る授業科目の単位認定に際し、一部の授業科目について、科目区分の通常の趣旨に照らした区分ではなく、本法科大学院独自の区分で単位を認定しているものの、本法科大学院としての教育課程の一体性はおおむね損なわれておらず、また、厳正で客観的な成績評価が確保されている。

4-1-3 一学年を終了するに当たって履修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下、「進級制」という。）が原則として採用されていること。

本法科大学院においては、一学年を終了するに当たって履修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（進級制）が採用されており、対象学年、進級要件、進級要件を満たさずに原級留置となった場合の再履修を要する授業科目の範囲等の取扱いなどが明確にされ、これらは学生便覧に記載されているほか、オリエンテーションにおいて学生に周知されている。

4-2-1 法科大学院の修了要件が、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

(1) 3年(3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院(他の専攻を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下、「法学既修者」という。)に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位(アのなお書きにより30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

(2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

ア 公法系科目	8単位
イ 民事系科目	24単位
ウ 刑事系科目	10単位
エ 法律実務基礎科目	6単位
オ 基礎法学・隣接科目	4単位
カ 展開・先端科目	12単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の3分の1以上修得していること。(基準2-1-3参照。)

本法科大学院の修了要件は、3年以上在籍し、93単位以上を修得することとされている。

この場合において、教育上有益であるとの観点から、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位、及び入学前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、合計30単位を超えない範囲で、本法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができるとされている。

本法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(法学既修者)については、1年を超えない範囲で本法科大学院が認める期間在学し、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位、及び入学前に他の大学院において修得した単位と合わせて30単位を超えない範囲で本法科

大学院が認める単位を修得したものとみなすこととされている。

各科目の修了要件単位数は、法律基本科目のうち公法系科目 14 単位、民事系科目 30 単位、刑事系科目 14 単位、法律実務基礎科目 14 単位、基礎法学・隣接科目 6 単位以上、展開・先端科目 12 単位以上、及び、科目群に関係なくその他の授業科目のうちから 3 単位以上を修得することとされている。

修了要件単位数全体に対する法律基本科目以外の科目に関する修了要件単位数の割合については、3分の1以上が確保されている。

4-3-1 法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては、法律科目試験の実施、その他の教育上適切な方法が用いられていること。

本法科大学院の法学既修者の認定については、独自の法学既修者認定試験が実施されている。

法学既修者認定試験の実施に当たっては、最近出題された本学法学部の試験問題を調査するほか、採点の際の匿名性が確保されるなど、本大学出身の受験者と他大学出身の受験者との間で、出題及び採点において公平を保つことができるような措置がとられている。

法学既修者認定試験は、公法系科目（憲法、行政法）、民事法系科目（民法、商法・会社法、民事訴訟法）、刑事法系科目（刑法、刑事訴訟法）について論述式で実施されている。

法学既修者に対しては、1年間の在学期間の短縮を認め、28 単位を修得したものとみなしている。この 28 単位については、1年次の必修科目である 31 単位から授業科目「法情報論」（2 単位）及び「リーガル・ライティング」（1 単位）を除いた合計 28 単位に対応しており、在学期間の短縮は、修得したものとみなされる単位数との関係を適切に考慮したものとなっている。

以上の内容を総合し、「第 4 章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

【改善を要する点】

- 成績評価における考慮要素について、一部の授業科目において、平常点が一律満点に近いものがあり、平常点の在り方に関する認識を教員間で共有する必要がある。
- 九州・沖縄 4 法科大学院連携協定及び福岡県内 4 法科大学院連携協定による単位認定について、教育課程の一体性を損なわないよう、本法科大学院独自の科目区分ではなく、科目区分の通常の趣旨に照らした区分において単位を認定する必要がある。

【特記すべき事項】

- 九州・沖縄 4 法科大学院連携協定及び福岡県内 4 法科大学院連携協定により教育連携を行い、その一環として単位互換制が設定されている。

3 第 4 章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第5章 教育内容等の改善措置

1 評価

第5章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

5-1-1 教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

本法科大学院においては、教育の内容及び方法の改善を図るため、「FD企画委員会」が設置され、その研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われている。

具体的には、教員による自己評価アンケートの実施、教員相互の授業参観などが行われている。また、学生に対する授業評価アンケートが実施されており、その結果は「FD」で分析が行われ、教育内容・方法の改善に向けての取組が行われている。

5-1-2 法科大学院における実務家教員における教育上の経験の確保、及び研究者教員における実務上の知見の確保に努めていること。

本法科大学院においては、実務家教員が教育上の経験を確保できるよう、教員相互の授業参観の実施、研究者教員との授業内容・方法等についての意見交換などを通じて、教育上の経験を積む取組に努めている。

また、研究者教員が実務上の知見を確保できるよう、教員相互の授業参観の実施、実務家教員との授業内容・方法等についての意見交換、研究者教員の弁護士登録などを通じて、担当授業科目に関する実務上の知見の補完に努めている。

以上の内容を総合し、「第5章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

特になし。

3 第5章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第6章 入学者選抜等

1 評価

第6章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

6-1-1 公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、各法科大学院の教育の理念及び目的に照らして、各法科大学院はアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。

本法科大学院においては、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務を行うための責任ある体制として、「入学試験実施委員会」が設置されている。

アドミッション・ポリシーについては、公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、本法科大学院が掲げる教育理念・目的に照らして、「第1に、公平性・開放性・多様性を重視する観点から、社会人・他学部出身者にも広く門戸を開放します。なお、社会人・他学部出身者のためだけに、特別の入学者定員枠を設けることは、多様性・開放性の観点をかえって阻害するおそれがあるため、行ってはませんが、入学者選抜における書面審査の際の評価を通じて、定員の30%以上が社会人・他学部出身者になるよう配慮しています。第2に、多様な人材につき、従前の学修過程や職業経験等を適切に評価できるように、入学者選抜は、法学既修者コースと法学未修者コースとに分けて実施します。第3に、選抜の際には、本法科大学院の教育理念・目的に共感し、実践できる者を求めて、特に次の4点に関する資質の有無を判断します。①法律実務家を志す明確な動機があること。②人間に対する温かい眼差しと冷静な分析力を備えていること。③広い視野に立った柔軟な思考力と果敢な決断力を備えていること。④複雑化し高度化した社会に対する順応性を身につけていること。」として設定し、ウェブサイト及びパンフレットを通じて公表されている。

また、入学志願者に対しては、本法科大学院の教育理念・目的、アドミッション・ポリシー、入学者選抜の方法等が、入試説明会、ウェブサイト、パンフレット及び学生募集要項を通じて事前に周知されている。

6-1-2 入学者選抜が各法科大学院のアドミッション・ポリシーに基づいて行われていること。

本法科大学院においては、入学者選抜について、法学未修者、法学既修者を対象に、それぞれ第1次選抜、第2次選抜を課す方式によって実施され、アドミッション・ポリシーに基づいて行われている。

6-1-3 法科大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して、各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されていること。

本法科大学院においては、入学資格を有するすべての志願者に対して、本大学出身者に対する優先枠を設けるなどの優遇措置が講じられていないとともに、入学者選抜における選考方法、配点、過去の入試状況（法学専門試験問題、論文試験問題等）が公表されているなど、アドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されている。

6-1-4 入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

本法科大学院においては、入学者選抜に当たって、独立行政法人大学入試センターが行う法科大学院適性試験又は財団法人日弁連法務研究財団が行う法科大学院統一適性試験を用いて、履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等が適確かつ客観的に評価されており、第1次選抜において適性試験の成績、成績証明書及びそれ以外の書類選考を行い、第2次選抜において、法学未修者については論文試験及び面接試験、法学既修者については法学専門試験及び面接試験を課し、それぞれ第1次選抜結果と総合的に判断することにより、本法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されている。

6-1-5 入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

本法科大学院においては、入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるために、論文試験、面接試験、志望理由書等の提出を課すことによって、大学等の在学者については、学業成績のほか、多様な学識及び課外活動等の実績を、また、社会人等については、多様な実務経験及び社会経験等を適切に評価できるよう努めている。

入学者について、法学関係以外の学部出身者又は実務等の経験を有する者の割合は、平成16年度は50%、平成17年度は約35%、平成18年度は約42%、平成19年度は約30%、平成20年度は約32%であり、いずれも3割以上確保されている。

6-2-1 法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回る状態が恒常的なものとならないよう配慮されていること。

本法科大学院においては、収容定員300人に対し、平成20年度の在籍者数は300人であり、在籍者数について妥当な状態である。

6-2-2 入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

本法科大学院における入学者受入においては、入学辞退者数を見込んだ合格者数が決定されており、入学者数がほぼ入学定員と一致している状況にあり、所定の入学定員と乖離しないよう努めている。

以上の内容を総合し、「第6章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

特になし。

3 第6章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第7章 学生の支援体制

1 評価

第7章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

7-1-1 学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、各法科大学院の目的に照らして、履修指導の体制が十分にとられていること。

本法科大学院においては、学生が在学期間中に課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、教育理念・目的に照らして、入学から修了までの間、チューター制度、オフィスアワーの設定などによって、適切な履修指導ができる体制が整備されているほか、入学者に対して、学期開始当初から学習が適切に行われるよう、入学前の事前学修指導を行うとともに、入学後においてもオリエンテーションが行われ、教育理念・目的、履修方法、成績評価、オフィスアワーの利用方法等が説明されるなど、履修指導の体制が十分にとられている。

特に、法学未修者に対しては、1年次に配当される法律基本科目の学修が適切に行われるよう、入学前の事前学修指導の実施、チューター制度、オフィスアワーの設定など、履修指導において特段の配慮がなされている。

また、法学既修者に対しては、法学既修者の認定の方法に応じた理論教育と実務教育との架橋を図るための履修指導として、チューター制度、オフィスアワーの設定などが行われている。

7-1-2 各法科大学院の目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、学習相談、助言体制の整備がなされていること。

本法科大学院においては、目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、チューター制度、オフィスアワーの設定が行われ、教員室において、学習相談や助言が行われている。なお、オフィスアワーの時間は「マイデスクトップ・ポータル」に掲載され、事前周知が図られている。

また、チューター制度のもと、学修に関する学生の意見の汲み上げを行うなど、多様な学習相談、助言体制が整備されている。

7-1-3 各種の教育補助者による学習支援体制の整備に努めていること。

本法科大学院においては、ティーチング・アシスタントが配置されており、学習支援体制が整備されている。

7-2-1 学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言、支援体制の整備に努めていること。

本法科大学院においては、学生の経済的支援について、独立行政法人日本学生支援機構からの奨学金及び提携金融機関による教育ローン制度に関する情報の提供がなされるとともに、入学料・授業料の免除及び徴収猶予制度が整備されている。

修学や学生生活については、健康科学センターにおいて医師による健康相談が行われているとともに、

チューターによる生活指導が行われている。また、セクシュアル・ハラスメントに対する全学的な防止委員会が設置されるなど、必要な相談・助言体制が整備されている。

7-3-1 身体に障害のある者に対しても、受験の機会を確保するとともに、身体に障害のある学生について、施設及び設備の充実を含めて、学習や生活上の支援体制の整備に努めていること。

本法科大学院においては、身体に障害のある入学志願者に対して、学生募集要項を通じて事前相談に係る内容が告知されており、入学者選抜において、等しく受験の機会が確保され、障害の種類や程度に応じた措置や対応をとるよう努めている。

身体に障害のある学生の修学のために必要な基本的な施設及び設備として、スロープ、多目的トイレ等を設置するなど整備充足に努めている。

身体に障害のある学生に対しては、対象となる学生が入学した際には、必要な措置を講じる予定であり、相当な配慮に努めている。

7-4-1 学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

本法科大学院においては、学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるよう、弁護士会との懇談会の実施やオフィスアワーにおける実務家教員からの法曹に関する情報提供など、学生の職業支援に努めている。

以上の内容を総合し、「第7章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

特になし。

3 第7章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第8章 教員組織

1 評価

第8章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

8-1-1 研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

本法科大学院においては、教員組織について、学生数の規模に応じ、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれに専任教員が配置されるなど、教育上必要な教員が配置されている。

また、教員の担当する専門分野について、教育上又は研究上の業績、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有していることを示す資料が、ウェブサイトの「教員組織」を通じて学内外に開示されている。

8-1-2 基準8-1-1に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

本法科大学院においては、専攻分野について、教育上・研究上の業績を有する者、又は特に優れた知識及び経験を有する者で、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として配置されている。

また、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動に関する情報が、ウェブサイトの「教員組織」を通じて学内外に開示されている。

8-1-3 教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

本法科大学院においては、専任教員の採用及び昇任に関して、「人事企画委員会」が人事方針・人事計画を策定し、個々の教員の採用の際には、「人事選考委員会」が候補者を確定し、教授会において審議・決定する方法がとられている。

また、兼任教員及び兼任教員の採用に関しても、教授会において審議・決定する方法がとられており、本法科大学院における教育を担当するにふさわしい教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されている。

8-2-1 法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

本法科大学院においては、専任教員数について、専門職大学院設置基準において、専任教員 20 人、そのうち半数以上が原則として教授であることが求められているところ、現員数については、教育理念・目的を実現するため、基準で必要とされる数を超えて専任教員が配置されているとともに、法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員が配置されている。

8-2-2 専任教員の科目別配置等のバランスが適正であること。

本法科大学院においては、専任教員の科目別配置等について、法律基本科目だけでなく、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれに一定数の専任教員が配置されており、年齢構成についても著しい偏りがなく、30 歳代から 60 歳代までバランスがとれている。

8-3-1 基準 8-2-1 に規定する専任教員の数のおおむね 2 割以上は、専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

本法科大学院においては、実務経験と高度な実務能力を有する教員について、専門職大学院設置基準で必要とされる数を超える人数の専任教員がその実務経験に関連した授業科目を担当するよう配置され、全員 10 年以上の実務経験を有する者である。このうち、みなし専任教員については、1 年につき 6 単位以上の授業科目を担当し、かつ、教授会の構成員であり、教育課程の編成その他の本法科大学院の組織運営について責任を担う者である。

8-3-2 基準 8-3-1 に規定する実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも 3 分の 2 は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

本法科大学院においては、配置されている実務家専任教員（みなし専任教員を含む。）のうち、専門職大学院設置基準で必要とされる数の 3 分の 2 以上が法曹としての実務の経験を有する者である。

8-4-1 各法科大学院における教育上主要と認められる授業科目については、原則として、専任教員が配置されていること。

本法科大学院においては、教育上主要と認められる授業科目は、必修科目であり、その授業は約 9 割が専任教員によって担当されている。

8-5-1 法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

本法科大学院においては、教員の授業負担について、年間 20 単位を超える専任教員が 4 人いるものの、他の専任教員は 20 単位以下となっており、適正な範囲内にとどめられている。

8-5-2 法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

本法科大学院においては、専任教員に対して、教育研究能力の向上のため、教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、相当の研究専念期間が与えられる体制が整備されている。

8-5-3 法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

本法科大学院においては、専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、専門職大学院係に庶務及び学務関係を担当する事務職員が配置されているほか、法科大学院事務室に准助教が配置されている。

以上の内容を総合し、「第8章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

【優れた点】

- 専任教員について、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動が、ウェブサイトの「教員組織」を通じて学内外に開示されている。

【特記すべき事項】

- 専任教員の年齢構成のバランスがとれている。

3 第8章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第9章 管理運営等

1 評価

第9章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

9-1-1 法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独自の運営の仕組みを有していること。

本法科大学院においては、教育活動等を適切に実施するために独自の仕組みを有しており、専任の長である法科大学院長が置かれている。

本法科大学院の運営に関する重要事項を審議する組織として、教授会が置かれている。当該教授会は、専任の教授（みなし専任教員を含む。）及び准教授により構成されており、本法科大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜及び教員の人事その他運営に関する重要事項について、審議・決定することとされている。

9-1-2 法科大学院の管理運営を行うために適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

本法科大学院においては、管理運営を行うために、「貝塚地区事務部」が組織され、庶務、会計、学務を担当する職員が配置されている。

また、各種研修の実施により、職員研修の活発化に努め、職員の能力の向上を図るよう努めている。

9-1-3 法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい十分な財政的基礎を有していること。

本法科大学院においては、教育活動等を実施するために、設置者により十分な経費が負担されており、本法科大学院の教育活動等の維持及び向上を図るために使用することができるよう配慮され、教育活動等を実施するにふさわしい十分な財政的基礎を有している。

また、概算要求の際にヒアリングが行われており、設置者が本法科大学院の運営に係る財政上の事項について意見を聴取する機会が設けられている。

9-2-1 法科大学院の教育水準の維持向上を図り、当該法科大学院の目的及び社会的使命を達成するため、当該法科大学院における教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表していること。

本法科大学院においては、教育水準の維持向上を図り、目的及び社会的使命を達成するための教育活動等の状況についての自己点検及び評価を行う独自の組織として「評価委員会」が設置され、自ら点検及び評価を行い、その結果は、「自己点検・評価報告書」としてウェブサイトを通じて公表されている。

9-2-2 自己点検及び評価を行うに当たっては、その趣旨に則し適切な項目を設定するとともに、適当な実施体制が整えられていること。

本法科大学院においては、自己点検及び評価を行うに当たって、独自の組織として「評価委員会」が設置され、項目として「教育目的」、「教育内容」、「教育方法」、「成績評価及び修了認定」、「教育内容等の改善措置」、「入学者選抜等」、「学生の支援体制」、「教員組織」、「管理運営等」、「施設、設備及び図書館等」が設定されている。

9-2-3 自己点検及び評価の結果を当該法科大学院の教育活動等の改善に活用するために、適当な体制が整えられていること。

本法科大学院においては、自己点検及び評価の結果を教育活動等の改善に活用するために、自己点検及び評価の結果、明らかとなった改善を要する点については、教授会で検討し、改善案及びその具体的な実施方法等を定め、「運営委員会」を中心として各種委員会において改善を図る体制が整備されている。

9-2-4 自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

本法科大学院においては、自己点検及び評価の結果について、法律実務に従事し、法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する者を含む本大学職員以外の者による検証が行われている。

9-3-1 法科大学院における教育活動等の状況について、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。

本法科大学院における教育活動等の状況について、入試説明会の開催、ウェブサイトへの掲載、学生募集要項、パンフレット等の印刷物の刊行など、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されている。

9-3-2 法科大学院の教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、毎年度、公表していること。

本法科大学院においては、教育活動等に関する重要事項について、ウェブサイト、学生募集要項、パンフレットを通じて、毎年度、公表されている。

9-4-1 評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

本法科大学院においては、評価の基礎となる情報は、運営委員会並びに各委員会の組織的な分担により収集され、専門職大学院係、法科大学院事務室、大学評価情報室に保管することとされている。また、評価の際に用いた情報については、評価を受けた年から5年間保管することとされている。

以上の内容を総合し、「第9章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

特になし。

3 第9章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第10章 施設、設備及び図書館等

1 評価

第10章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

10-1-1 法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な十分な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。これらの施設は、当面の教育計画に対応するとともに、その後の発展の可能性にも配慮されていること。

本法科大学院においては、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他本法科大学院の運営に必要な十分な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書室、教員室、事務室等の施設が整備されている。教室及び演習室の一部については本法科大学院が専用とする施設ではないが、教育研究等に支障なく使用されている。

教室、演習室及び実習室については、提供される授業を支障なく実施することができるよう整備されている。

教員室については、常勤専任教員にはそれぞれ1室が整備されており、非常勤教員には勤務時間に応じて授業等の準備を十分かつ適切に行うことのできる教員研究室が整備されている。

教員が学生と面談することのできる施設については、各教員の教員室が整備されており、スペースが確保されている。

事務室については、すべての事務職員が支障なく職務を行えるだけのスペースが確保されている。

学生の自習室については、本法科大学院専用であり、学生総数に対して、支障なく利用できる数の自習机が配置されるとともに、休祝日関係なく24時間使用できるなど、十分なスペースと利用時間が確保されている。また、自習机からパソコンを使用して大学全体の蔵書を検索することが可能であるほか、自習室と法科大学院図書館が同じ建物内にあること及び文系合同図書館が近接しているなど、自習室と法科大学院図書館及び文系合同図書館との有機的連携が確保されている。

10-2-1 法科大学院の各施設には、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること。

本法科大学院においては、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要な設備及び機器、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器として、教室にプロジェクタ、ビデオデッキ等が配備されているほか、演習室には4法科大学院（九州大学・熊本大学・鹿児島大学・琉球大学）間の教育連携講義に用いられている「遠隔講義システム」が整備されている。

さらに、ソフトウェアの面では、自習室にインターネット環境が整備され、パソコンを利用して法律判例情報が検索できる環境が整備されている。

10-3-1 法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館が整備されていること。

本法科大学院においては、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必

要な規模及び内容の図書館として、法科大学院図書室及び文系合同図書室が整備されている。

文系合同図書室は本法科大学院が専用とする施設ではないが、本法科大学院が管理運営に参画しており、教育及び研究その他の業務に支障なく使用されている。

法科大学院図書室及び文系合同図書室には、司書の資格を有した専門的な能力を有する職員が配置され、図書及び資料を活用して、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援するために必要な体制が整備されている。

法科大学院図書室及び文系合同図書室には、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援するために必要な図書及び資料が備えられている。

法科大学院図書室及び文系合同図書室の所蔵する図書及び資料については、貸出について規則を定めるほか、法科大学院図書室については、学生の希望に応じた図書及び資料の購入に努めるなど、管理及び維持に努めている。

また、教員による教育及び研究並びに学生の学習が十分な効果を上げるために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器として、文献検索用パソコン、プリンタ及び複写機等が整備されている。

以上の内容を総合し、「第 10 章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

【優れた点】

- 自習室については、学生総数と同数の自習机が整備され、十分なスペースが確保されている。
- 自習机からパソコンを使用して大学全体の蔵書を検索することが可能であるほか、自習室と法科大学院図書室が同じ建物内にあること及び文系合同図書室が近接しているなど、自習室と法科大学院図書室及び文系合同図書室との有機的連携が確保されている。

【特記すべき事項】

- 自習室については、休祝日関係なく 24 時間使用でき、十分な利用時間が確保されている。
- 「遠隔講義システム」が設置され、4 法科大学院（九州大学・熊本大学・鹿児島大学・琉球大学）間の教育連携講義に用いられている。

3 第 10 章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

1 現況

- (1) 法科大学院（研究科・専攻）名
九州大学大学院法務学府実務法学専攻
- (2) 所在地
福岡県福岡市東区箱崎
- (3) 学生数及び教員数（平成20年5月1日現在）
学生数：300名
教員数：26名（うち実務家教員6名）

2 特徴

(1) 概要

九州大学法科大学院（以下「本法科大学院」と呼ぶ）は、1学年100名の学生数を擁する西日本地方で最大規模の法科大学院である。

また、九州・沖縄における拠点大学である九州大学内部に設置されたことにより、九州大学法学研究院、大学院法務学府、法学部の保有する、教育研究の伝統と、教育・研究スタッフ及び教育・研究資料などの、充実した教育・研究環境の「厚み」を資産としている。

九州域内においては、九州・沖縄4法科大学院の教育連携、及び福岡県内4法科大学院の教育連携の中核的地位にあり、九州の法科大学院を代表するコアとしての役割を果たしている。

(2) 教育の理念・目的における特徴

本法科大学院の教育理念及び目的は、平成13年6月「司法制度改革審議会意見書」に提言された法科大学院の教育理念と制度設計に基礎を置くものである。特に、本法科大学院は、司法制度改革の強調する「公平性、開放性、多様性」を基本理念とし、教育の具体的現場において、その実質化を目指しており、これを受けた具体的理念として、「多様性・開放性の重視」、「きめ細かな教育プロセスの構築」、「社会的連携の強化」、「社会性の涵養」、「世界的ネットワークの活用」の5つを理念上の特色としている。

一方、このような理念上の特色に基づく教育目的における特色として、次の点を挙げることができる。

第1に、基本的な教育目標は、①「広い視野に立った総合的分析能力」、②「創造的思考による問題発見・解決能力」、③「人間性への深い洞察力と倫理性」の修得に置かれる。

第2に、具体的な教育内容・教育方法に関しては、①「複眼的視座を基調とした『法的能力』の涵養」、②「実践的応用のなかでのダイナミックな体系的知識の構築」、③「学際的視点の注入」、④「理論と実務の経験の融合」を特徴とする。

(3) 教育内容における特徴

基本科目の充実はもちろんのこと、エクスターンシップ、リーガル・クリニックなど、豊富な実務科目を備えており、法理論と法実務の両面につき学生の多様な関心

に答えている。また、「人間に対する温かい眼差し」を持った法曹養成のため、政治学・経済学・医学・心理学・社会学・教育学等に関する多彩な授業内容を提供している。さらに、英語での授業も開講している。

(4) 教育方法における特徴

本法科大学院では、第1に、教員と学生の対話形式による双方向・多方向教育の実現のため、25名から35名程度の少人数教育を基本としている。

第2に、開講科目に関しては、法律基本科目や展開・先端科目につき、年次進行に応じて、「基礎→応用→展開」という3段階による学修内容の高度化・専門化を図っている。

第3に、九州・沖縄4法科大学院の教育連携の一環として、高機能遠隔授業システムを用いた、多様な科目を提供している。

(5) 学生支援体制における特徴

専任教員による担任（チューター）制度を採用し、修学上またはその他の相談や個別指導を実施する体制を設けている。

また、本法科大学院が独自に開発した「マイデスクトップ・ポータル」を活用して、学生と教員間のコミュニケーションを充実させている。これは、限られた利用者（学生・教職員）が、外部からの侵入を許さない安全な環境のもとで、インターネット回線さえつながっていれば、いつでも、どこからでも利用できるシステムであり、学生の自学自修の支援、掲示板機能、進路相談など、教員とのコミュニケーションや実務家等との情報交換を、緊密に行うことを可能にしている。

(6) 教員組織における特徴

本法科大学院は、九州大学法学研究院の大学院（法務学府）における1専攻（実務法学専攻）として設置されており、したがって教員（みなし専任を除く）の身分は、法学研究院に所属する。

しかし、その他の面では法科大学院という独立部局と位置づけられている。すなわち、本法科大学院は、教授会及び各種委員会等の組織面においては、運営の独立性はもとより、人事計画や財政の側面でも、法学研究院とは独立した地位にある。

なお、教育や学務遂行上の具体的な側面においては、法学研究院との間で、密接な連携・協力を図る体制が整備されている。

(7) 施設、設備及び図書館等における特徴

本法科大学院では、提供されるすべての授業を支障なく効果的に実施するため、講義室、演習室、法廷教室を整備している。また、学生の自修については、365日24時間利用可能な学修室（学生の自修室）を設置し、各席には、学内LANのポートを整備して、インターネットの利用を可能としている。法科大学院図書室の利用も24時間可能である。

ii 目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

（1）教育上の理念・目的

司法制度改革は、法科大学院制度を創設して、プロセスを通じた法曹養成を課題とするものであり、本法科大学院は、この司法制度改革の諸理念を基軸とした教育理念を基礎に置いている。そのため、本法科大学院においては、平成 13 年の司法制度改革審議会意見書に掲記された法曹養成の理念の実現を図るべく、次の 3 点を教育の基本的視点としている。

- ① 本法科大学院は、法律実務家養成が大学の社会的責務であることを認識し、司法改革の中核に位置する、司法の人的基盤の拡充に貢献することができる法律実務家（弁護士、検察官、裁判官）を養成する。それにより、上記審議会意見書が提言する国家プロジェクトとしての「司法改革」のために貢献し、専門職大学院（法科大学院）による新たな社会的役割を創出する。
- ② 本法科大学院は、高度化・複雑化・グローバル化した 21 世紀世界の中で、人々と社会が求める新しい法律実務家像を不断に追求するとともに、その基盤を形成するために「プロセスを通じた法曹養成」を重視した養成課程を創設し充実させることによって、21 世紀社会における「新たな法曹像」を追求する。そのために、司法試験制度改革の基本理念を受けて、「点（司法試験）からプロセス（大学教育）重視の法曹養成」の実現を図る。
- ③ 本法科大学院は、「個人の尊厳」と「法的救済システム」の確保を基軸とする「社会の法化」に寄与し、九州全域、日本全体及び世界を視野に入れ、「社会生活上の医師」として「人間に対する温かい眼差し」を持った法曹の育成に意を注ぐ。それにより、法化社会における「社会生活上の医師」を輩出し、他の法科大学院や弁護士会等との連携により、公益的弁護士活動等に関して、九州全域に責任を負い、また、日本全体、さらにはアジア、世界との関係でも、人々の幸福に寄与するような法曹を養成する体制を確立する。

（2）養成しようとする法曹像

（イ）法曹像の基本

上記のように、本法科大学院は、「人間に対する温かい眼差しを持ちつつ、いかなる場面でも、人や社会の要請に応えることができる自律した総合的判断を行うことができる能力を身につけた法律実務家（弁護士、検察官、裁判官）を養成すること」を、基本的な教育理念・目的としている。

具体的には、①21 世紀の高度化・複雑化・グローバル化した世界で活躍し、また日本社会の法化に寄与すること、また、②市井の人々に温かい人間性に根ざした活動を行うこと、すなわち司法官の視点だけでなく当事者等の視点に立った複眼的な法的思考力を有し、さらに裁判所の内外で「社会生活上の医師」として、かけがえのない人生を生きる人々のために働き活躍することができること、③いかなる場面での要請にも応え自律した総合的判断を行うことができる法律実務家の養成である。

（ロ）養成しようとする能力

以上のような「人間に対する温かい眼差し」をもった「社会生活上の医師」としての法律実務家養成のため、本法科大学院では、次のような能力の涵養に意を払っている。

- ① 創造的思考による問題発見・解決能力
法律家が直面する諸問題は、既存の理論的・経験的な知識によって理解・分析が可能となるとは限らない。しかも、現代社会は、ますます高度化・複雑化し、混迷の度合いを深めている。それゆえ、これからの法律家は、新しい視点から創造的に問題を捉え解決していく姿勢と能力とを備えていなければならない。
- ② 人間に対する深い洞察能力と倫理性
法律問題は、社会における人間的営為の中で生起するものであり、したがって、当事者をはじめとする関係者にとって納得のいく結論を得るためには、それぞれの立場に立った問題理解が不可欠となる。だが、現代社会における人間関係は、家庭（夫婦関係・親子関係）、職場・学校、地域、経済取引の全領域において、きわめて複雑化しており、それら多種多様な領域における行動主体である人間に対して、深い洞察を可能にする能力、正義に対する鋭い感性、及び関係者から信頼を得るための倫理性が、備わっていなければならない。
- ③ 広い視野に立った総合的分析能力
また、高度に発展しグローバル化した現代社会において、法的紛争をはじめ法律家が直面する諸問題は、広域的かつ複合的な背景を持つようになる。したがって、それぞれの問題を構成する諸ファクターについて、広い視野で総合的かつ慎重に分析・判断することが必要であり、法律家にはかかる判断力の養成が求められる。

iii 自己評価書等

対象法科大学院を置く大学から提出された自己評価書本文及び自己評価書の別添として提出された資料一覧については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照下さい。

機構ホームページ <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書等 http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou200903/houka/jiko_kyushu_h200903.pdf